

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
入札説明書等変更対照表

平成23年9月16日

横浜市環境創造局

■横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業／入札説明書等変更対照表

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
入札説明書		4	2	1	オ	(ア)	a			建設負担金	<p>・・・分割で支払う予定である。</p> <p><u>支払方法は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>選定事業者は、各年度における市のサービス購入料A1の支払に先立ち、当該年度の出来高に基づく支払額のうち交付金受領予定額を除く額を、市に対して建設負担金として支払う。具体的な選定事業者の建設負担金支払日時は、市と選定事業者が協議して定める。その後、市は国から市に対して交付された交付金(サービス購入料A1)と、選定事業者から市に支払われた建設負担金相当額を併せて、支払う。なお、当該年度の出来高に基づく支払額は、横浜市契約規則(昭和39年横浜市規則第59号)第79条に基づき計算する。</u></p> <p><u>交付金(=サービス購入料A1)+建設負担金相当額=出来高に基づく支払額</u></p> <p>また、選定事業者が前払保証を行うことにより、・・・</p>	<p>・・・分割で支払う予定である。</p> <p>当該年度の出来高に基づく支払額は、横浜市契約規則(昭和39年横浜市規則第59号)第79条に基づき計算する。</p> <p>また、選定事業者が前払保証を行うことにより、・・・</p>
入札説明書		5	2	2						建設負担金	<p>また、事業契約締結時の契約金額は、「本事業の設計に関する業務、建設に関する業務及び管理運営に関する業務の対価」にサービス購入料A1支</p>	<p>また、事業契約締結時の契約金額は、「本事業の設計に関する業務、建設に関する業務及び管理運営に関する業務の対価」となる。</p>

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
											払時の「建設負担金相当額」を加算した金額となる。	
入札説明書		14	4	1						入札スケジュール	平成 23 年 9 月 20 日～平成 23 年 9 月 27 日 入札説明書等に関する質問の受付(第二次)	平成 23 年 9 月 20 日～平成 23 年 9 月 29 日 入札説明書等に関する質問の受付(第二次)
入札説明書		16	4	2	(3)	イ				受付期間	平成 23 年 9 月 20 日午前 9 時から平成 23 年 9 月 27 日午後 5 時まで(必着)	平成 23 年 9 月 20 日午前 9 時から平成 23 年 9 月 29 日午後 5 時まで(必着)
入札説明書		20	4	2	(6)	ア					様式 6-26 見学者対応計画に関する提案	様式 6-26 管理運営上の副産物の扱いに関する提案
入札説明書	1	38	1	(2)	ア	(ウ)				建設負担金	<p>・・・請求書を提出する。</p> <p><u>選定事業者は、各年度における市のサービス購入料A1の支払に先立ち、当該年度の出来高に基づく支払額のうち交付金受領予定額を除く額を、市に対して建設負担金として支払う。具体的な選定事業者の建設負担金支払日時は、市と選定事業者が協議して定める。その後、市は国から市に対して交付された交付金(サービス購入料A1)と、選定事業者から市に支払われた建設負担金相当額を併せて、支払う。なお、当該年度の出来高に基づく</u></p>	<p>・・・請求書を提出する。</p> <p>当該年度の出来高に基づく支払額は、横浜市契約規則(昭和 39 年横浜市規則第 59 号)第 79 条に基づき計算する。</p>

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
											支払額は、横浜市契約規則(昭和 39 年横浜市規則第 59 号)第 79 条に基づき計算する。 <u>交付金(=サービス購入料A1)+建設負担金相当額=出来高に基づく支払額</u>	
入札説明書	1	42	2	(1)	ア	(ウ)				改定方法	$P_n = P_{n-1} \times (CI_{n-1} / CI_n)$ ただし、 $ (CI_{n-1} / CI_n) - 1 > 3.0\%$	$P_n = P_{n-1} \times (CI_y / CI_{n-1})$ ただし、 $ (CI_y / CI_{n-1}) - 1 > 3.0\%$
落札者決定基準		3	3	2	(3)					基礎審査	市は、 <u>入札価格が予定価格の範囲内である入札参加者を対象とし、当該入札参加者から提出された提案書類の各様式に記載された内容が、…</u>	市は、当該入札参加者から提出された提案書類の各様式に記載された内容が、…
様式集			4	1						建設負担金	※4 なお、事業契約締結時の事業契約書の契約金額は、上記1の「本事業の設計に関する業務、建設に関する業務及び管理運営に関する業務の対価」にサービス購入料A1支払時の「 <u>建設負担金相当額</u> 」を加算した金額となる。	※4 なお、事業契約締結時の事業契約書の契約金額は、上記1の「本事業の設計に関する業務、建設に関する業務及び管理運営に関する業務の対価」となる。
様式集			4	2						建設負担金	※6 事業契約締結時の事業契約書の契約金額は、上記1の「本事業の設計に関する業務、建設に関する業務及び管理運営に関する業務の対価」にサービス購入料A1支払時の「 <u>建設負担金相当額</u> 」	※6 事業契約締結時の事業契約書の契約金額は、上記1の「本事業の設計に関する業務、建設に関する業務及び管理運営に関する業務の対価」となる。

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
											を加算した金額となる。	
様式集			5	2						建設負担金	(建設負担金相当額の表)	(削除)
基本協定書(案)		2			5条	2項					…速やかに、当該契約書案の写しを、市に提出しなくてはならない。	…速やかに、当該契約書の写しを、市に提出しなくてはならない。
事業契約書(案)		2	1		5条		1	6	号		建設に関する業務 入札説明書「第2 1(6)エ(ア)a」に定める建設に関する業務をいう。但し、工事監理業務は除く。	建設に関する業務 入札説明書「第2 1(6)エ(ア)b」に定める建設に関する業務をいう。但し、工事監理業務は除く。
事業契約書(案)		13			31条	2項					…実施後にその結果を市に報告するものとする。	…実施後にその結果を市に報告するものとする。 なお、市は事業者に対して合理的な範囲内で必要な協力を行う。
事業契約書(案)		19	3	2	48条						(負担金の支払) 第48条 事業者は、設計・建設期間中、各事業年度の出来高が確定された後、別紙5に従い、市に建設負担金を支払う。 2. 市は、事業者から建設負担金を受領したときは、別紙5に従い建設負担金相当額を事業者に支	[削除] なお、第48条以降の条文の番号を1つ繰上げ、引用条文の番号もこれに伴い修正する。

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
											払う。	
事業契約書(案)		19	4	1	50条	3項					事業者は、管理業運営業務の各業務の区分毎に業務責任者を定めるものとし、	事業者は、管理運営業務の各業務の区分毎に業務責任者を定めるものとし、
事業契約書(案)		20	4	1	54条	1項					また、事業者は、次の各号に掲げる者以外の者に、当該各号に定める業務の実施の委託又は請負を発注してはならない。	また、事業者は、管理運営担当者以外の者に、管理運営業務の実施の委託又は請負を発注してはならない。
事業契約書(案)		20	4	1	54条	2項					…事業者は、当該各号に定める者以外の第三者に管理運営業務の一部を実施させることができる。	…事業者は、管理運営担当者以外の第三者に管理運営業務の一部を実施させることができる。
事業契約書(案)		21	4	1	56条	1項					市は、事業者の管理運営業務の更新状況及び本施設の状況に関し…	市は、事業者の管理運営業務の履行状況及び本施設の状況に関し…
事業契約書(案)		32	6		95条	2項					…事業者はその差額を、解除日から年3.1パーセントの割合による利息を付して、市の請求受領後直ちに支払わなければならない。	…事業者はその差額を、解除日から年3.1パーセントの割合による利息を付して、市の請求受領後直ちに支払わなければならない。
事業		33	6		97	6					6 市は解除前に第48条第1項により建設負担金	[削除]

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
契約書 (案)					条	項					を事業者から受領しているときで、これに対する建設負担金相当額が未払いのときは、事業者の請求により、当該建設負担金相当額を速やかに支払う。	
事業契約書 (案)		36	9		109	1					その定款に会計監査人及び監査役の設置に係る規定を置き…	その定款に監査役の設置に係る規定を置き…
事業契約書 (案)		36	9		109	2					事業者は、この契約の終了にいたるまで、会計監査人及び監査役の監査を受け…	事業者は、この契約の終了にいたるまで、公認会計士及び監査役の監査を受け…